

ご存知ですか???

健康増進法における

受動喫煙防止対策のお知らせ

平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立しましたが、
令和2年4月1日より全面施行、マナーからルールに変わります。

令和元年7月1日より「学校・病院・児童福祉施設等・行政機関の庁舎等」では原則として**敷地内が禁煙**になりました。

本年4月1日からは全面施行となり、学校・病院・児童福祉施設等・行政機関の庁舎等以外の**多数の人が利用するすべての施設が原則屋内禁煙**となります。

(1) 多くの施設において、屋内が原則、禁煙に

多くの人がいる施設や鉄道、飲食店などの施設は、原則屋内禁煙となります。喫煙禁止場所で喫煙した個人に**30万円以下の過料**が科されることもあります。



学校・病院・児童福祉施設、行政機関、バス・航空機などは、屋内は完全禁煙で、喫煙室を設けることもできません。

(2) 20歳未満の人は、喫煙エリアへの立入りが禁止

20歳未満の人は、たとえ喫煙を目的としない場合であっても、喫煙エリアへの立入は一切禁止となります。

たとえ従業員であっても喫煙エリアに立ち入ることはできません。



(3) 喫煙室がある場合には標識を掲示

施設の中に喫煙室がある場合には、施設の出入口となる場所と喫煙室の出入口に、施設の種類に応じた標識（ステッカーもしくはプレートなど）を掲示することが義務化されます。

外食の店舗を選ぶときに、禁煙のお店を選びたい、もしくは喫煙できるお店がいいなどという希望がある場合には、店舗の出入口にある掲示を確認しましょう。

運輸支局構内並びに各施設内では全て喫煙ができません。
現在、自動車会館裏口に喫煙スペースを設けていますが、喫煙スペースの移動もあり得ますのでご理解いただきますようお願いいたします。